

## 鹿屋市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鹿屋市職員の給与の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項第1号中「100分の119以上100分の200以下」を「100分の124以上100分の210以下」に改め、同項第2号中「100分の107.5以上100分の119未満」を「100分の112.5以上100分の124未満」に改め、同項第3号中「100分の96」を「100分の101」に改め、同項第4号中「100分の87.5以下」を「100分の92.5以下」に改める。

第51条の2第1項第1号中「100分の49以上」を「100分の51.5以上」に改め、同項第2号中「100分の45.5」を「100分の48」に改め、同項第3号中「100分の43.5以下」を「100分の46以下」に改める。

第2条 鹿屋市職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第51条第1項第1号中「100分の124以上100分の210以下」を「100分の121.5以上100分の205以下」に改め、同項第2号中「100分の112.5以上100分の124未満」を「100分の110以上100分の121.5未満」に改め、同項第3号中「100分の101」を「100分の98.5」に改め、同項第4号中「100分の92.5以下」を「100分の90以下」に改める。

第51条の2第1項第1号中「100分の51.5以上」を「100分の50.25以上」に改め、同項第2号中「100分の48」を「100分の46.75」に改め、同項第3号中「100分の46以下」を「100分の44.75以下」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿屋市職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鹿屋市職員の給与の支給に関する規則に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。